

平成21年11月4日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

平成21年度 刑事施設の運営業務

刑事施設の運営業務については、公共サービス改革基本方針(別表)において、「平成21年度中に刑事施設の一部を対象に民間競争入札を実施し、平成22年度から落札者による事業を実施する。」とされている。

これに基づき、本年度に実施する民間競争入札の実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1 公共サービスの内容(実施要項(案)P1～、別紙2、別添)

【論点】

受刑者との接触が考えられる業務、刑務官の配置の有無、民間職員の安全確保のための方策等について、十分な情報の開示を行うべき。

非常時の業務の実施・対応方法を明らかにすべき。

職員の性別を制限すべき業務について、十分な情報の開示を行うとともに、民間事業者の参入障壁とならないよう考慮すべき。

民間事業者が創意工夫を発揮するため、設備・機器の整備を事業対象とすべき。

【対応】

受刑者との接触が考えられる業務、刑務官の配置の有無、民間職員の安全確保のための方策等について、実施要項(案)に明記するとともに、民間事業者への説明会の機会を通じて説明することとした。

地震などの非常時における刑事施設の対応について、関係する文書を開示することとした。

職員の性別を制限すべき業務について実施要項(案)に明記するとともに、警備業務の資格要件について、2名以上1組で業務を実施する場合は、そのうち1名は資格を有していない者でも差し支えないこととした。

分科会で提示された設備・機器の整備を事業対象に含めることを実施要項(案)に明記した。

2 委託費の支払い方法（実施要項（案）P 4～）

【論点】

民間事業者の努力によるサービスの質の向上が強く期待される業務については、委託費の増額措置（インセンティブ）の設定について積極的に検討すべき。

民間事業者においてコントロールできない費用など、部分的に実績払いとすべき費用がないか検討すべき。

毎年度の支払回数について、民間事業者の負担等を考慮すべき。

【対応】

民間事業者の努力によるサービスの質の向上が強く期待される職業訓練業務及び教育業務については、委託費の増額措置（インセンティブ）を設けることとした。

被収容者数の増減に直接的に影響を受ける食料費については実績払いとし、光熱水費については国の負担とすることとした。

委託費については、四半期ごとに支払うこととした。

3 入札手続（スケジュール）（実施要項（案）P 6～）

【論点】

入札公告から提案書の提出・入札までは、十分な期間を確保すべき。

【対応】

入札公告から提案書の提出・入札までは3か月以上の期間を確保することとした。

4 落札者決定の評価基準（実施要項（案）P 8～）

【論点】

刑事施設が国家刑罰権の行使に関わる施設であることなどにかんがみ、多様な民間事業者の参入を促進する一方で、サービスの質の維持・向上がしっかりと確保されるよう、評価項目、評価基準、得点配分、総合評価点を求める算式等について、慎重に検討すべき。

【対応】

論点の趣旨を踏まえ、評価項目、評価基準及び得点配分を設定することとした。総合評価点を求める算式については、「総務業務及び警備業務」は除算方式、「作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務」は加算方式とした。

5 情報の開示（実施要項（案）P 7、別添）

【論点】

刑事施設は、一般人には知り得ない事柄が多い特殊な施設であることにかんがみ、十分な情報の開示を行うべき。

対象施設の現地説明会を実施すべき。

刑事施設の情報の中には、保秘について配慮を要する情報もあることから、必要な措置等について検討すべき。

【対応】

論点の趣旨を踏まえ、十分な情報を実施要項（案）に明記するとともに、民間事業者への説明会の機会を通じて説明することとした。

対象施設の現地説明会を実施することとした。

対象施設の設計図面など施設の保安に関する情報については、入札参加資格が認められた民間事業者に限定して文書の貸与又は閲覧を実施することとした。

6 民間事業者に使用させる国有財産（実施要項（案）P 13～、別添）

【論点】

民間事業者に使用させる国の施設、設備・機器、その他物品について、明確に提示すべき。

今後国が行う施設の改築・改修について、明確に提示すべき。

【対応】

民間事業者に使用させる国の施設、設備・機器、その他物品について、実施要項（案）に明記した。

今後国が行う施設の改築・改修について実施要項（案）に明記するとともに、民間事業者への説明会の機会を通じて詳細を説明することとした。

7 民間事業者が講ずべき措置（実施要項（案）P 15～）

【論点】

必要となる研修、引継ぎ等について十分に検討し、明記すべき。

【対応】

定型的業務を除く業務については、落札者決定後、当該業務の開始までに、対象施設及びPFI刑務所のいずれかにおいて実務研修の機会を設けることとし、実施要項（案）に明記した。